

## 「権利制限の一般規定」導入についての意見書

平成 21 年 8 月 25 日  
社団法人 日本文藝家協会  
理事長 坂上 弘

日本文藝家協会は、「権利制限の一般規定」導入については、反対する。

日本文藝家協会は、これまでも現著作権法の定める権利制限に従いつつ、学術、教育、福祉の分野で利用者の便宜を図ってきており、新たな問題解決のためには、当事者が個人、団体、業界を問わず、利用者と権利者間の協議によって対応するべきであると考えている。

当協会は、文芸著作者の会員 2,540 人余と文芸著作者の遺族 1,250 人余で組織され、著作権管理委託者 3,460 人余を擁する団体であり、その目的は文化に寄与し、文芸家の職能を擁護することにある。当協会の目的に沿った事業の根拠が著作権法にあることは言うまでもない。文芸家は、個別の「権利制限」の下で学術振興、教育普及、福祉のためそれぞれの分野で利用者の便宜を図り、社会的責務を果たしてきた。著作物の利用に当たって支障があれば、そのつど、それぞれの団体と協議を進めて解決に導き、多くの場合はその結果が著作権法の改正にも結びついた。すなわち協議の慣行と個別の権利制限規定によって、これまで適切に著作権問題の解決を図ってきた。

今回、国や産業界に「権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)」を設けて、主として IT 産業におけるビジネスコンテンツ事業者の著作物利用を容易にし、産業振興を図ることを目指す動きが顕著になってきた。当協会はその結果が著作権者に対する重大な権利侵害につながることを懸念している。近年、デジタル技術革新に伴い新たな産業モデルを打ち立てようとする動きがあることは当然のこととして我々もそれを歓迎するが、その動きが著作権者の権利を無視して進められることまでも容認するわけにはいかない。商業的な著作物利用は、著作権者の許諾に従って進められるべきであると我々は考える。そうでなければ、文化発展の根幹である著作権者の著作権・著作者人格権を守り、文化の創造を進めることはできない。我々は、「権利制限の一般規定」が、商業的な利用における“権利制限領域の無限定な拡大”に結びつくことになるのではないかとすることを恐れる。

以下、「権利制限の一般規定」制定の必要がないことを当協会の立場から説明する。

### 1 福祉・教育分野

- (1) 障害者のための「録音図書ネットワーク配信サービス」については、平成 16 年に当協会は社会福祉法人日本点字図書館と協定を結ぶことにより、録音配信を事前に無償で一括許諾をすることで同図書館の利用促進に便宜を図った。この協力の実績が平成 18 年の著作権法第 37 条第 3 項の法律改正にもつながった。また図書館等による「録音物の複製」については、平成 16 年に社団法人日本図書館協会と「公共図書館等における音訳資料作成の一括

許諾に関する協定」を結び、図書館における録音物の作成についても無償で事前に許諾を出し、その利用促進に協力した。(平成 21 年 7 月末現在の参加図書館 182 館)。また前述の協定に準じ、平成 20 年 4 月に特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会(加盟施設 96 施設)とも協定を締結した。こうした実績が反映され、今般の著作権法第 37 条第 3 項及び第 37 条の 2 の改正(平成 22 年 1 月施行)につながった。

また、社会福祉法人社会福祉協議会が申請をする「拡大写本」、「録音図書」には、著作権者の利益を損なわない部数で事前申請を受けて無償で許諾を出している。

(2) 平成 16 年 12 月、特定非営利活動法人著作権利用等に係る教育 NPO と協定を結び、中学・高校の学校現場での第 35 条の権利制限を超える著作物使用について、事後報告と補償金制度の導入で教育の促進を図っている。(平成 21 年 7 月末現在の加盟校 683 校)

(3) 教育分野のデータベース蓄積では教材会社が全国の入試問題を自社のサーバー内に複製して蓄積、その中から問題をセレクトして問題集として出版したり、パッケージにしてユーザーにネット配信した場合は、使用料を支払う協定になっている。一度も使われることのなかった問題については使用料が支払われないが、この複製と蓄積は商業目的の複製であるので、当協会では一種の「デポジット制」を導入し、サーバー内に蓄積した複製について一定のデポジット料金を設定している。この例では、事業者が自主的に複製を申告、対応を当協会と協議し、この「デポジット制」が実現した。このように、現著作権法のもとで、事業者と当協会との話し合いによって、双方が理解した上で新たなシステムが構築されている。

(4) 企業の製品開発にかかわる著作物複製について

テキスト音声合成の研究開発のため、著作物をナレーターが読み上げて録音し、音声データベースを作成解析すること、言語情報データベースを作成解析すること、またその「音声・言語技術」についてデモンストレーションすることについて、著作権者の合意のもとに許諾をしている。

以上のように、現著作権法の目指す権利制限の検討・見直しによる当事者間の話し合いで諸問題の解決を図ることが重要であり、「権利制限の一般規定」を導入する必要性は全くない。

## 2 「権利制限の一般規定」を導入した場合の著作権者の負担と不利益について

米グーグル社と全米作家協会、同出版社協会との裁判はフェアユース裁判であった。この過程でも分かるように、「フェアユース規定」を導入している米国社会においても、フェアユースは今なお不透明かつ裁判に訴えなければ解決を見ない事例が多々ある。日本の導入推進派にも「権利制限の一般規定」制定後、著作権法違反が判明すれば裁判に訴えることで問題解決が図られるという裁判の状況まかせという発想があると思われる。実質的な判例や慣行のない現状では、取り敢えず著作物を利用し、訴えられたら裁判で争い、負けたら著作物使用料を払えばいいのだ、といった放任状態を招くことになりはしないであろうか。著作権者は個人であるうえ、提訴によって問題を解決するという素地のない我が国では、一個人である著作権者、著作権者が圧倒的に不利な立場に立たされることは目に見えている。裁判に要する時間、費用の負担は計

り知れない。さらにその個々人の精神的負担は著しく、創作活動に与える負荷は多大なものとなることは容易に予測されることである。

### 3 文化を支えるもの

政府の知的財産戦略本部の提示した「知的財産推進計画2009」の「権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)導入」の項目には「著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)導入に向け、ベルヌ条約等の規定を踏まえ、規定振り等について検討を行い、2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる。」とあるが、文言があまりにも曖昧で、憂慮に耐えない。“著作権を考慮せずに新しいビジネスが展開できる”という構想が背景にあるとすれば、創作に携わった作家の努力について全く無視することが起こるだろう。もしそうなれば、「権利制限の一般規定」導入は、文化立国の根幹を成す創作活動の全ての分野を著しく衰退させるものであり、海外へ発信する日本文化の後退にもつながるものである。

### 4 著作権者不明の著作物の利用

権利者不明の著作物利用については、今般の著作権法改正(平成22年1月施行)により、文化庁に申請し担保金を供託すれば、裁定または裁定をしないという決定を受けるまでの間でも当該著作物を利用することができることになった。過去の著作物を多く使用する復刻版や海外の著作権者不明の入試問題集を作成する事業者にとっては、改正により著作物使用手続きの時間が短縮されるようになる。さらに文化庁長官の裁定手続きの迅速化を図り、権利管理機構を充実させ、裁定制度をより簡素化し、著作権者不明の著作物利用が即時に可能となるシステムを構築すれば、「権利制限の一般規定」を導入する必要はない。

国民全てが著作者となり得る時代を迎え、過去から現代までの全著作者の全著作物を一括管理できる「Japan Book Registry(ジャパン・ブック・レジストリー)」の設立・運営こそが今、我が国に求められている。

利用者の便宜を図るためにということで拙速に「権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)」を制定し、商業的な利用における“権利制限領域の無限定な拡大”を意図する動きは、我が国の文化を破壊し、日本文化に禍根を残すことになるであろう。

以上